

瀬戸内海環境保全審議会における「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」の審議に対する「瀬戸内海研究会議」としての意見について

はじめに

近年、瀬戸内海の水質の改善傾向がはかばかしくなく、また、累積する埋立等により藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境が徐々に減少してきている。このような現状に対し「瀬戸内海環境保全審議会」では、瀬戸内海をより健全な状態に保全・回復して後世に引き継いでいくために、これまでの「瀬戸内海環境保全特別措置法」や「瀬戸内海環境保全基本計画」等に基づく規制を主とした保全施策（規制型保全施策）に加え、自然環境の回復等の誘導型創造施策を加えた、新たな瀬戸内海環境保全・創造施策のあり方について、調査審議が行われている。

「瀬戸内海研究会議」でも、これからの瀬戸内海の環境保全を考えていくうえで大きな施策転換として位置付けられるこの調査審議に対しては、重大な関心を寄せている。当研究会議は、瀬戸内海の総合的な環境の保全と適正な利用に資するための研究及び知識の普及を図ることを目的として、自然科学はもとより社会科学、人文科学等を含めた学際的分野の、学・産・官の研究者で組織されたものである。このたびの審議会への諮問に関連して、瀬戸内海を持続的発展が可能な社会のモデル地域にするという観点にたち、その具体的方策について当会議内の企画委員会等で議論を重ねてきたところである。

今般、その議論の結果をつぎのとおりとりまとめ、貴審議会に提出致しますので、調査・審議のとりまとめに際し、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

1. 瀬戸内海環境の基本的認識

瀬戸内海沿岸は、我が国の1/4の人口が住まい、1/4の工業生産をあげている地域である。また、瀬戸内海海域は海上交通の要衝であり、沿岸漁業の盛んな海域でもある。一方、文化的・歴史的に見ると、瀬戸内海地域は古くから貴重な文化空間を形成し、加えて国立公園としても重要な位置を占めるなど、世界でも希な特徴を有している。そのため、人々の活動と環境との関わりが密接かつ直接的である。瀬戸内海の過去の甚大な環境汚染は、種々の水質規制が図られたことによって近年改善が見られてきたところであるが、その一方で、内分泌攪乱物質による汚染、生物資源の減少等新たな環境問題が起こってきている。

加えて、近年の社会経済状況の変化に伴って、地域住民のなかに経済的な豊かさとともに精神的な豊かさへの志向が一段と強まり、瀬戸内海の自然環境は、沿岸地域住民が豊かな生活を営むうえで不可欠な精神的、物質的恵みをもたらす存在であるとともに、環境資源として人類共通の生存基盤である地球環境の一部を構成するものであるとの認識が広まってきている。

重要な環境資源に位置付けられるこの瀬戸内海の自然環境を美しく健全な状態で将来の世代に引き継いでいくとともに、これまで育ててきた瀬戸内海文化の継承と新たな文化の創造が、現在強く求められている。

したがって、これからの瀬戸内海の環境保全・創造のあり方を検討するとき、瀬戸内海地域の生物の多様性の確保という視点も含め、自然環境の保全・回復を図るとともに、自然の再生能力や浄化能力を活用しつつ、資源・エネルギーの循環的、効率的利用を進め、自然界の物質循環に負荷が少ない諸活動が営まれるような循環型の地域を形成し、自然の営みと人々の営みが融合した、持続的発展が可能な瀬戸内海の将来像を創造していくことを基本的認識とすべきである。

2. 規制型保全方策の一層の推進

これまで瀬戸内海のCOD等の水質改善は、主に「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「瀬戸内海環境保全基本計画」等に基づく、諸規制によりなされてきた。

その結果、瀬戸内海の汚染の進行は鈍化し、これらの規制は一応の成果をおさめた。しかし、近年の瀬戸内海の水質の改善は横這い状態である。さらに内分泌攪乱物質による貝類の生殖異常など新たな汚染の進行や、貴重生物種の絶滅など、新たな環境問題も発生してきている。

かかる状況を踏まえて、従来の規制型保全対策についても、新たな規制物質の指定など、より綿密な検討を行う必要がある。

具体的には水質・底質改善には、まず富栄養化に関しては窒素、リンの負荷規制を確実に行って瀬戸内海から貧酸素水塊の発生を根絶する必要がある。また生殖異常を起こす内分泌攪乱物質に関してはその実態を解明し、環境基準の設定など早急な対策を講じることが必要である。

3. 環境創造方策の慎重な検討と運用

今回の創造型施策の検討において最も懸念されることは、かかる代替措置の導入が「瀬戸内海環境保全特別措置法」できびしく抑制されているはずの埋め立ての免罪符にならないかということである。すなわち埋め立てなどの開発行為がミチゲーションなどの代替措置により免罪され、重層的な環境破壊を進行させる可能性を有している。

代替措置による藻場や干潟の復元による生態系保全が、埋め立てなどの開発行為による生態系破壊と定量的にどのように関連しているのかを明らかにして、瀬戸内海において、これ以上の環境破壊を進行させない厳格な監査機能を果たす新たなシステム（NGOなどが参加する環境評価委員会の設置を含む）を構築する必要がある。

失われた自然をどのように復元するかと同時に、残された自然をどのように保全するかが非常に重要である。

4. 瀬戸内海の環境保全・創造に対する流域水環境からの視点

瀬戸内海の環境保全・創造のためには、瀬戸内海とその流域の環境変動を明らかにしつつ、人間活動と自然環境との相互関係、すなわち、瀬戸内海地域の人々の諸活動のあり方に関して十分な見直しを行っていく必要がある。

河川はその流域において、人間の水利用を可能にするとともに、水質の浄化、多様な生態系の維持、気候の緩和といった様々な機能をもつ。しかしながら、都市化の進行により、流域の水環境が損なわれ、河川流量の不安定化や湧水の枯渇、生態系の劣化等の様々な障害が発生している。その結果が海域環境の悪化を招いている。

したがって、瀬戸内海の自然と人間が共生可能な新たな環境保全・創造方策を提示するにあたっては、かかる流域水環境からの視点を抜きにしたアプローチは意味をもたない。

具体的には、次のような項目に関する詳細な検討が必要となる。

- (1) 流域水環境と海域環境を合わせた総合的視点の導入
- (2) 瀬戸内海の各地域特性を踏まえた環境保全・創造施策の検討
- (3) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造のための明確な方針のもとでの効果的な施策の展開

これまで、瀬戸内海の環境保全に関しては、行政それぞれの所管における課題の解決を図ることを急務としてきたため、流域水環境の視点から全体をとらえた施策を打ち出せなかった。したがって、この

機会に各省庁、各自治体の垣根を取り払った瀬戸内海環境保全・創造のための総合調整機能の必要性を強く打ち出すべきである。

5. 瀬戸内海の環境保全・創造に向けた全体的な取り組みの推進

上述した流域環境の保全・創造を視野にいれ、自然環境が美しく持続可能な状態で保たれた瀬戸内海を目指すためには、研究者、地方公共団体、事業者、住民、民間団体等様々な主体の参加と有機的な連携が必要である。そのような連携のもとで、科学的知見を充実させ、新しい技術の開発を進め、問題の性質に応じて、環境研究・環境教育・情報提供を適切に組み合わせながら、全体的な取り組みを推進していくことが重要であり、そのための新たな「仕組み」を構築することが求められている。瀬戸内海研究会はこの新たな「仕組み」に積極的に参画する用意がある。

6. 瀬戸内海の環境保全・創造のための総合的研究の推進

瀬戸内海の環境保全・創造という今日的課題に対して、学術研究の様々な分野において研究者から強い関心が向けられ、諸分野でこの問題の解明や解決に資する研究の蓄積が重ねられてきた。そのような実績を踏まえつつ、これまで、海域・陸域を対象として個別に発展してきた諸研究を工学、理学、農学のみならず、人文・社会科学の分野とも共同しながら、流域・海域・都市・生活空間をも含むシステム科学として総合的な観点からアプローチする必要がある。

かかる視点に立った瀬戸内海の環境保全・創造のための総合的研究の推進が必要である。